

【 軽油引取税 課税免除(免税軽油)の制度 】

県税の一つである軽油引取税は、バスやトラック等の燃料として使用される軽油をはじめ広く軽油の引取りに対して課税されるもので、その用途に関わらず、原則として軽油引取税が**1リットルにつき15円**課税されます。

しかし、法令で定められた特定の用途に使用する軽油については、課税が免除(免税)されます。このように軽油引取税が免除された軽油のことを「免税軽油」といいます。

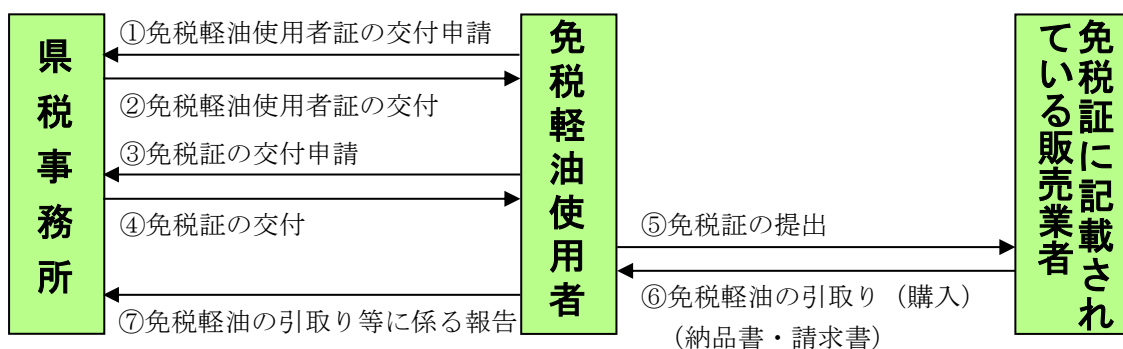
免税軽油使用者やこれから免税軽油を使用される皆様は、この手引をご覧の上、所定の手続きを行ってください。

なお、ご不明な点は所管の県税事務所までお問い合わせください。

1 免税軽油の手続

免税軽油を使用するためには、まず「免税軽油使用者証」の交付を受けた上で、「免税証」の交付を受けなければなりません。

免税軽油を使用するために必要な手続きの一連の流れは以下のとおりです。



- ① 「免税軽油使用者証交付申請書」を提出する。(P6)
- ② 「免税軽油使用者証」の交付を受ける。
- ③ 「免税証交付申請書」を提出する。(P10)
- ④ 「免税証」の交付を受ける。
- ⑤ 免税証を記載された販売業者に提出する。(P11)
- ⑥ 免税軽油を購入する(納品書・請求書を受領し保管する)。(P11)
- ⑦ 免税軽油の使用実績を報告し、有効期間が過ぎた免税証を返納する。(P12)

2 免税の対象者及び用途

課税免除(免税)が認められている特定の用途は、おおむね次の表のとおりです。

免税の対象となる「事業内容」「専業であることが要件となる業種」、軽油を使用する機械の「種類」、「使用用途」及び「使用場所」は、法令において詳細に規定されていますので、事前に所管の県税事務所へ直接お問い合わせください。

また、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けたナンバープレートをつけている機械は免税の対象となりません。

ただし、農耕作業用の小型特殊自動車(コンバイン、トラクター等)につける必要があるナンバープレートは、上記のナンバープレートには該当しませんので、法令等に定められた要件を満たす場合は、免税軽油を使用することができます。

(R8.4.1 現在)

対象者(「使用者」)	用途(「使用目的」及び「使用機械」)
石油化学製品を製造する事業を営む者	1 エチレン、プロピレン及びブチレンの原料又はノルマルパラフィンの原料の用途 2 硝安油剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤の原料の用途 3 ポリプロピレンの製造工程における物性改良のためのアモルファスポリマーの粘性低下の用途
船舶の使用者	船舶の動力源の用途
自衛隊の使用する機械を管理する者	自衛隊の使用する通信機械、自動車(自衛隊法第114条第1項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車で同条第3項の規定により番号及び標識を付されたものを除く。)その他これらに類する機械の電源又は動力源の用途
鉄道事業又は軌道事業を営む者その他専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するものの動力源の用途
日本貨物鉄道株式会社	駅(専用側線のために設けられたものを除く。)の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
農業又は林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者で前年度の素材の生産量が1,000立方メートル以上であるもの	動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械、畜産用機械、製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機の動力源の用途

対象者(「使用者」)	用途(「使用目的」及び「使用機械」)
セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く。)を営む者	セメント製品製造業を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
生コンクリート製造業を営む者	生コンクリート製造業を営む者(製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。)の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
鉱物(岩石及び砂利を含む。)の掘採事業を営む者	削岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場(砂利洗浄場を含む。)内において専ら鉱物の掘採・積込み・運搬のために使用する機械の動力源の用途
とび・土工事業を営む者(建設業法第3条の規定によるとび・土工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものに限る。)	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械(カタピラを有しないものを除く。)の動力源の用途
鉱さいバラス製造業を営む者(中小事業者等に限る)	鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内において専ら鉱さいの破碎、鉱さいバラスの集積・積込みのために使用する機械の動力源の用途
港湾運送業を営む者	港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械の動力源の用途
倉庫業を営む者	倉庫業法第3条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
鉄道(軌道を含む。)に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅(専用側線のために設けられたものを除く。)の構内において専ら貨物運送に係るもの又は鉄道(軌道を含む。)により運送される貨物の鉄道の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
一定の航空運送サービス業を営む者	一定の公共の飛行場において専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械の動力源の用途

対象者(「使用者」)	用途(「使用目的」及び「使用機械」)
廃棄物処理事業を営む者 (産業廃棄物処理業の場合は中小事業者等、又は、同一の埋立地で一般廃棄物の埋立処分を行っている者に限る。)	廃棄物の埋立地内(最終処分場)において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途(中小事業者等に該当しない産業廃棄物処理事業者の場合、同一の埋立地において一般産業廃棄物の埋立処分と兼用している機械のみ該当)
木材加工業(一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業)を専ら営む者	左記の者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途
木材市場業(木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつその売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるものを開設し、又は経営する事業)を営む者	左記の者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途
堆肥製造業を営む者	肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の届出に係るバーク堆肥製造業を営む者の事業場内において、専ら堆肥の製造工程において使用する機械又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途
索道事業を営む者	鉄道事業法第 32 条の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途

(注) 上表に該当する機械等であっても、道路運送車両法第 4 条の規定による登録を受けているものについては、免税措置の対象機械等から除外されます。したがってナンバープレートをつけている機械等は、免税軽油を使用できません。

3 免税軽油使用者の欠格要件

軽油引取税の免税の適用を受けるためには、事業内容等が法令に規定する免税の対象に該当していることのほか、次の要件を満たしている必要があります。(施行令第 43 条の 15 第 15 項及び第 16 項)

- ・ 過去に免税軽油使用者証及び免税証の返納命令を受けたことがある場合には、その日から起算して2年を経過していること。
- ・ 国税又は地方税の滞納処分を受けたことがある場合には、その滞納処分の日から起算して2年※ を経過していること。
- ・ 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第 157 条第 1 項、関税法第 146 条第 1 項（とん税法第 14 条及び特別とん税法第 12 条において準用する場合を含む。）若しくは法第 22 条の 28 第 1 項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過していること。
- ・ 法人である場合には、その役員のいずれもが上記3項目の要件を満たしていること。
- ・ 軽油引取税の取締り又は保全上において懸念される事項がないこと。

また、上記の要件を満たさなくなった場合や、免税軽油の引取り等に関する報告義務を適切に履行しない場合は免税証を交付できません。

※ 「滞納処分の日から起算して2年」とは、滞納処分の解除日の前日を起算日とします。

4 免税軽油使用者証の交付申請手続

免税軽油を引き取るためには、あらかじめ、免税軽油を使用する事務所又は事業所等の所在地を管轄する県税事務所に「免税軽油使用者証交付申請書」(P16)を提出する必要があります。

県税事務所では、申請のあった用途が法令の基準に該当するか審査（現地調査を含む。）の上、「免税軽油使用者証」を交付します。

※ 同一地域内・同業種の2人以上の免税軽油使用者で、所要数量が少量であるなど一定の要件を満たす場合、「免税軽油使用者証共同交付申請書」(P17)により代表者を定めて、共同で免税軽油使用者証の交付を申請することができます。

なお、来所の際は、本人確認のため「運転免許証」、「住民票」、「マイナンバーカード」、「船舶操縦免許証」等を持参してください。

【添付書類（全ての業種に共通）】

- ① 住所（事務所等の所在地）、氏名（名称）を証する書類
法人の場合は履歴事項全部証明書（3ヶ月以内に発行のもの）
 - ② 営む事業及び軽油の用途が免税の対象であることを証する書類
法令により許認可が必要となる事業の場合は、行政機関が交付した許認可証、事業内容、定款、パンフレット等 (P7～9)
 - ③ 免税機械の所有を証するもの
リースの場合は賃貸借契約書、自己所有の場合は売買契約書・資産台帳等の現に使用していることが分かるもの
 - ④ 免税機械の仕様等がわかるもの
カタログ、仕様書、1時間当たりの燃料消費量を表すもの等
 - ⑤ 写真（前方後方、横、重機・車両の場合はナンバープレートがないことを確認できるもの、船舶の場合は船名の船舶番号部分・エンジン全体・エンジン型式・製造番号部分等）
 - ⑥ 免税機械の所在地が確認できる書類
免税機械の係留場・定置場・稼働場所図、使用契約書、領収証
 - ⑦ 誓約書 (P18)
地方税法施行令第43条の15第15項第1号～第4号に規定する免税軽油使用者証の「不交付事由」に該当しないことの誓約書
 - ⑧ その他
7～9ページに記載の「免税用途別必要提出書類」
- ※ 申請者と受領者が異なる場合は、来所される方の本人確認書類と委任状が必要です。

※ 「消せるボールペン」など訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。

※ クルージング、釣り、ダイビング、パラセーリング等のマリレジャー等（事業として提供され、行われているものを除く。）に専ら使用される船舶以外の用途の使用者証の有効期間は交付の日から3年を超えない範囲内の期間です。なお、クルージング、釣り、ダイビング、パラセーリング等のマリレジャー等（事業として提供され、行われているものを除く。）に専ら使用される船舶の使用者証の有効期間は令和7年（2025年）3月31日までです。

有効期間が終了したときは、すみやかに「使用者証」と「免税軽油使用者証・免税証返納申告書」を提出してください。

※ 申請書等は「申請書等ダウンロードサービス」（外部サイトへリンク）からダウンロードすることができます。（P15）

【 免税用途別必要添付書類 】

※ 下記に掲げる事業については、関係法令による事業許可等を受けてその事業を営んでいることが免税の対象要件ですので、そのことを証する書類として下記書類の添付が必要となります。

対象者（「使用者」）	添付書類（コピー可）	
船舶の使用者	漁船	漁船法第12条による漁船登録票又は同法第21条による漁船登録謄本
	国籍船 (20t以上)	船舶法第5条による船舶国籍証書〈原本提示〉
	その他	・小型船舶の登録等に関する法律第7条による小型船舶登録事項通知 ・船舶検査手帳、船舶検査証書〈原本提示〉
	共通	「係留許可証」・「保管契約書」・「保管・係留場所図」等船舶の保管状況がわかる書面
建造引渡し前の船舶の試運転を行う造船業者	造船に係る請負契約書	
鉄道事業又は軌道事業を営む者	・鉄道事業法第3条による許可を受けたことがわかる書面 ・軌道法第3条による許可を受けたことがわかる書面	
農業を営む者	・市町長又は市町農業委員会の発行する農業を営む者であることがわかる書面（耕作証明書願又は耕作証明書の原本） ・農機具の「販売証明書」（販売店が発行したもの）	
素材生産業を営む者	前年度の素材の生産量の実績がわかる書類	
委託を受けて農作業を行う者	・市町長又は市町農業委員会の発行する農業を営む者であることがわかる書面（耕作（農作業受委託）証明書の原本） ・農作業受委託に関する契約書	
鉱物の掘採事業を営む者	鉱物	鉱業法第21条による鉱業権の設定に係る許可を受けたことがわかる書面
	岩石	・採石法第11条による採石権の設定又は譲受に係る許可証（採石権の設定がある場合） ・同法第32条の3による採石業に係る登録通知 ・同法第33条による採取計画に係る認可を受けたことがわかる書面 ・採石法施行規則第11条による業務状況報告書
	砂利	・砂利採取法第5条による砂利採取業に係る登録通知 ・同法第16条による採取計画に係る認可を受けたことがわかる書面 ・砂利の採取計画等に関する規則第9条による業務状況報告書
とび・土工事業を営む者	・建設業法第3条によるとび・土工事業に係る許可を受けたことがわかる書面 ・直前3年の各事業年度における建設業許可にかかる種類別の工事施工金額がわかる書類	

業 種	添付書類(コピー可)	
鉱さいバラス製造業を営む者 (中小事業者等に限る)	資本又は出資を有する法人	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下であることがわかる書類(法人税確定申告書(写)等) ・次の①及び②のみなし大企業にあたらないことがわかる書類(法人税確定申告書に添付する出資関係図等) ①発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人に所有されている法人 ②発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が複数の大規模法人に所有されている法人
	資本又は出資を有しない法人	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用する従業員数が1,000人以下であることがわかる書類(法人税確定申告書(写)等)
	個人	
港湾運送業	港湾運送事業法第4条による許可を受けたことがわかる書面(港則法における指定後湾内において当該業を営む者に限る。)又は港湾運送事業法第22条の2による届出を受理されたことがわかる書面(港則法における特定港湾内において当該業を営む者に限る。)	
倉庫業	倉庫業法第5条による登録通知	
鉄道に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業	貨物利用運送事業法第5条による登録通知又は同法第20条による許可を受けたことがわかる書面	
廃棄物処理事業 (一部の「中小事業者等」に限る)	一般廃棄物処理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この表において「廃掃法」という。)第7条による一般廃棄物の処分に係る市町長の許可を受けたことがわかる書面又は廃掃法施行規則第2条の3により市町長から一般廃棄物の処分の委託を受けていることがわかる書面 ・市町長に提出した最終処分場の設置場所を記載した書面 ・市町長に提出した最終処分場の図面
	産業廃棄物処理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・廃掃法第14条による産業廃棄物の処分に係る知事の許可を受けたことがわかる書面 ・知事に提出した最終処分場の設置場所を記載した書面 ・知事に提出した最終処分場の図面 ・下記の中小事業者該当しない場合には、一般廃棄物等の埋立地と同一の場所であることがわかる図面、許可証 ・下記の「中小事業者等」の要件に該当することがわかる以下の書類 <p style="text-align: center;">----- 中小事業者等の要件 -----</p> <p>【資本又は出資を有する法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下であることがわかる書類(法人税確定申告書(写)等) ・次の①及び②のみなし大企業にあたらないことがわかる書類(法人税確定申告書に添付されている出資関係図等) ①発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人に所有されている法人 ②発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が複数の大規模法人に所有されている法人 <p>【資本又は出資を有しない法人、及び個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時使用する従業員数が1,000人以下であることがわかる書類(法人税確定申告書(写)等)

(注) グループ通算制度を適用する法人にあたっては、グループ内全ての法人が中小企業者の要件に該当しない限り、各法人は中小企業者とはなりません。

業 種	添付書類(コピー可)
木材加工業	前年度の全事業に占める木材加工業の割合が分かる書類
堆肥製造業	肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条による届出をしたこと及び届出の内容がわかる書面
索道事業	鉄道事業法第 32 条による許可を受けたことがわかる書面

5 免税軽油使用者証の書換え申請手続

免税軽油は、「免税軽油使用者証」に記載された機械の動力源に使用することができます。

このため、免税軽油使用者証に記載された住所や機械・エンジンなどに変更があった場合には、免税軽油使用者証の記載事項を書換える必要がありますので、「免税軽油使用者証書換申請書」(P19)を県税事務所に提出してください。

万一、免税軽油使用者証に記載のない機械・エンジンなどに免税軽油を使用した場合には、免税用途外の消費となり、消費した軽油に係る軽油引取税を、軽油引取税納付申告書・納付書(P28、29)により、消費した日から30日以内に申告納付しなければなりません。

(1) 申請に必要な書類

- 書換えが必要な「免税軽油使用者証」又は「免税軽油共同使用者証」
- 「免税軽油使用者証書換申請書」(P19)
- 書換事項を証する書類
 - ・ 免税機械の追加、エンジンの交換
P6の③④⑤
 - ・ 免税機械の削除(免税機械を譲渡、解体、廃棄する場合)
売買契約書、リース契約解除を示す書類、譲渡、解体、廃棄を示す書類など
免税機械を譲渡する場合は、免税軽油のタンク残量について、事前に譲渡の届出及び軽油引取税の申告納付が必要となります(P28、29)。燃料タンク内に免税軽油の残量が無い場合は、そのことを示す書類(申立書等)が必要となります。
 - ・ 法人名称、所在地、代表者変更、個人の住所変更など
変更内容の分かる証明書類

(2) 「免税軽油使用者証」の書換えまでの流れ

- ① 「免税軽油使用者証」の交付を受けた県税事務所に申請書類を提出してください。

- ② 申請の内容等について県税事務所が法令に定められた用途であるか等の必要な審査（現地調査を含む。）を行います。
- ③ 県税事務所の審査の結果、「免税軽油使用者証」を書き換えることが適当であると認めた場合に「免税軽油使用者証」を書き換え、後日、交付します。

6 免税証の交付申請の手続

免税証の交付を受けるには、あらかじめ、交付を受けた「免税軽油使用者証」とともに「**免税証交付申請書**」(P20)を免税軽油の使用に係る事務所又は事業所等を所管する県税事務所に提出してください。

なお、2人以上の免税軽油使用者が、引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者から共同申請することもできます（その場合の申請書には免税軽油使用者ごとに免税軽油を使用する機械の型式等を記載した「共同申請明細書」を添付してください。）。

県税事務所では、申請のあった交付数量等を審査の上、後日、免税証を交付します。

(1) 申請に必要な書類

- ・ 「免税軽油使用者証」又は「免税軽油共同使用者証」
 - ・ 「**免税証交付申請書**」(P20)（共同使用者は「共同申請明細書」を添付）
 - ・ 「**免税軽油所要量計算書**」(P21)（交付申請期間内の免税軽油使用見込数量を記載したもの）
 - ・ （農業の場合）「耕作証明願」等（自作地部分）、「耕作（農作業受委託）証明・確認書」（受託部分の耕作地）等
- ※ 詳しくは、管轄の県税事務所へお問い合わせください。

(2) 免税軽油所要量の計算

交付する免税証の数量は、最近又は前年同時期における軽油の引取実績や、営む事業における事業(生産)量、機械の稼働時間などを基礎として算定した数量の範囲内で、免税軽油使用者が実際に必要とする免税軽油の数量とします。

(3) 免税証の種類、有効期間

1リットル券、5リットル券、10リットル券、18リットル券、20リットル券、50リットル券、100リットル券、200リットル券、500リットル券、1,000リットル券、5,000リットル券、10,000リットル券の各種類がありますので、免税証交付申請書には、引取り（購入）ごとの数量に合った種類、枚数等を記載してください。

免税証の有効期間は、申請の日からおおむね6箇月間から1年を超えない範囲で交付します。

(4) 免税証の追加交付

交付された免税証を全て使用し、免税証に不足が生じる場合には、追加したい免税証の数量とその必要が生じた理由を明らかにして、交付申請することにより、当初交付を受けた免税証の有効期間の範囲で免税証の追加交付を受けることができます。

7 免税軽油の引取りと免税証の使用方法

免税証による免税軽油の引取りは、免税証の有効期間内に免税証に記載された販売業者から免税証と引換えに行ってください。

【 免税証を引き渡す（免税軽油を引取る）ときの注意点 】

- ・ 免税証に印字された番号順に使用してください。
- ・ 免税証に記載された販売業者以外の者からの免税軽油の引取りは、船舶等の使用者が遠隔地で引取りを行う場合、その他やむを得ない場合に限りません。
なお、この場合は、免税証の裏面に当該販売業者の名称又は氏名及び当該軽油の引取年月日を記入し、記名の上、免税証を引き渡さなければなりません。
- ・ 免税軽油は必ず免税証に記載された有効期間内に引取ってください。
有効期間前、有効期間経過後に当該免税証により軽油を引取るとは、無効な免税証による引取りとなり、免税とはなりません。後日、課税となり納付が必要となりますので注意してください。
- ・ 免税証に記載された数量未満の引取りを行うときは、当該免税証の表面（印字部分以外の場所）右上に「権利放棄〇〇リットル」と赤ボールペン等消えないインクで朱書きしてください。
- ・ 納品書・請求書・領収書は、免税軽油の購入であること、あて名が免税軽油使用者であること、購入日・数量が正しいことを確認し、保管してください。

8 免税軽油の引取りと使用状況等の報告

免税軽油使用者で免税証の交付を受けた方は、免税証の有効期間及び免税軽油を保有している期間について、前月の初日から末日までの間に行なった免税軽油の引き取り及び使用状況等を「免税軽油の引取り等に係る報告書」(P22、23)により、毎月末日までに交付を受けた県税事務所へ報告してください。

ただし、交付数量が一定数量(1ヶ月平均 1,000L)を超えない場合など、「免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例指定書」の交付を受けた方は、既に交付を受けた免税証の期間に係る免税軽油の引取り、使用状況等を指定された期限までに報告してください。

なお、この報告が適切にされない場合には、免税証を交付することができません。

【報告に必要な書類】

- ・ 「免税軽油の引取り等に係る報告書」(P22、23)
- ・ 販売業者から免税軽油を引き取った際に受け取った納品書、請求書、領収書の写し等(販売業者の名称、免税軽油の数量・引取年月日、支払者のわかるもの)
- ・ 「免税軽油使用状況明細書」(各機械の稼働日・稼働時間数・使用数量等を記載したもの)(P24)

なお、納品書、請求書、領収書その他作業日報や運行記録等の免税軽油の引取り及び消費の状況の分かる帳簿類は当該免税軽油の消費後7年間、保存してください。

9 免税軽油使用者証及び未使用の免税証の返納

(1) 免税軽油使用者証の返納

免税軽油使用者が免税軽油の引取りを必要としなくなったとき又は免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく、免税軽油使用者証を交付を受けた県税事務所に「免税軽油使用者証・免税証返納申告書」(P25)により返納してください。

(2) 免税証の返納

交付を受けた免税証は、免税軽油使用者が免税軽油の引取りを必要としなくなったとき又は免税証の有効期間が満了したときは、遅滞なく、交付を受けた県税事務所に「免税軽油使用者証・免税証返納申告書」(P25)により返納してください。

10 免税軽油使用者証等の取扱い上の留意点

<免税軽油使用者証・免税証の管理について>

- ・ 免税軽油使用者証、免税証は、必ず免税軽油使用者において責任をもって管理してください（免税証を販売業者や他の者に預けないでください）。免税証を販売業者に一括して引き渡すことは、禁じられています。
 - ・ 免税証を他人に譲り渡したり、他人から譲り受けることは禁じられており、違反した場合は法律で罰せられます。
 - ・ 免税軽油を引き取った場合は、その給油伝票（納品書・請求書・領収書等）を保管してください（報告書作成時に必要となります）。
- ※ 万が一、免税軽油使用者証・免税証を紛失した場合は、その事実を証する書類（警察への遺失届など）を添付の上、速やかに「**免税軽油使用者証・免税証紛失届**」(P26)を提出してください。

<免税軽油の管理について>

- ・ 免税軽油は、免税軽油使用者証に記載されている免税用途、機械の動力源以外に使用しないでください。※免税用途以外に消費（使用）した場合や、記載されている機械以外に消費（使用）した場合（書換申請していない機械や交換したエンジン等で免税軽油を消費（使用）した場合は、課税となるため、消費（使用）をした軽油に係る軽油引取税を消費（使用）した日から30日以内に申告納付してください。（P28、29）
- ・ 免税軽油を他人に譲渡する場合は、課税となるため、譲渡した軽油に係る軽油引取税を、譲渡した日から30日以内に申告納付してください。（例：免税軽油が残っている機械等を他人に譲渡した場合等）
なお、免税軽油を他人に譲渡する場合は、「**免税軽油譲渡届出書**」(P27)により事前に県税事務所に届け出る必要があります。
- ・ 免税軽油と免税軽油以外の軽油（課税済軽油）は、別々に保管してください。

11 徴税吏員の質問・検査

県税事務所の職員が免税軽油の使用状況等の確認のため、免税軽油使用者のほか、軽油引取税の賦課徴収に直接関係があると認められる方に質問や、事業に関する帳簿書類等の提供を求め、検査することがあります。

兵庫県では、軽油引取税の適正・公平な課税を図るため、適宜、現地調査を実施し、免税軽油使用者の免税機械の確認調査や使用状況についての帳簿等の調査、燃料等の抜取検査を行っています。万一、免税軽油の不正使用を行ったことが判明した場合は課税処分するほか、悪質な場合は刑事告発を視野に入れた調査も行っています。

1 2 免税証及び免税軽油の取扱いに係る罰則

免税軽油使用者等に次の違反、不正等の行為があった場合は、罰則規定が設けられていますので注意してください。

なお、法人の従業者等がその法人の業務に関して違反行為をした場合には、行為者を罰するほか、その法人に対しても罰金刑を科すことになります。

- 免税証の不正受給により免税軽油の引取りを行った者
(法第 144 条の 22 第 1 項)
 - 10 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金 (併科)
- 免税証を他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けた者
(法第 144 条の 24、法第 144 条の 25 第 1 項)
 - 1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
- 免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行った者
(法第 144 条の 24、法第 144 条の 25 第 2 項)
 - 10 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金 (併科)
- 知事の承認を受けないで免税軽油の譲渡を行った者
(法第 144 条の 3 第 3 項、法第 144 条の 26 第 1 項)
 - 2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金
- 知事の承認を受けないで免税軽油の譲渡を受けた者
(法第 144 条の 3 第 4 項、法第 144 条の 26 第 2 項)
 - 2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金
- 免税軽油の引取り等に係る報告の義務に違反して免税軽油の引取り等に係る報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
(法第 144 条の 27 第 1 項、法第 144 条の 28 第 1 項)
 - 1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
- 偽りその他不正の行為によって、免税軽油の譲渡又は免税軽油の用途外消費に係る軽油引取税を脱税した者
(法第 144 条の 18 第 1 項第 5 号、法第 144 条の 41 第 2 項、第 4 項)
 - 10 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金 (併科)
免れた税額が 1,000 万円を超える場合は、脱税額以下
- 免税軽油の譲渡又は免税軽油の用途外の消費に係る申告書を提出期限までに提出しないことによって軽油引取税を脱税した者
(法第 144 条の 18 第 1 項第 5 号、法第 144 条の 41 第 5 項、第 6 項)
 - 5 年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金 (併科)
免れた税額が 500 万円を超える場合は、脱税額以下